

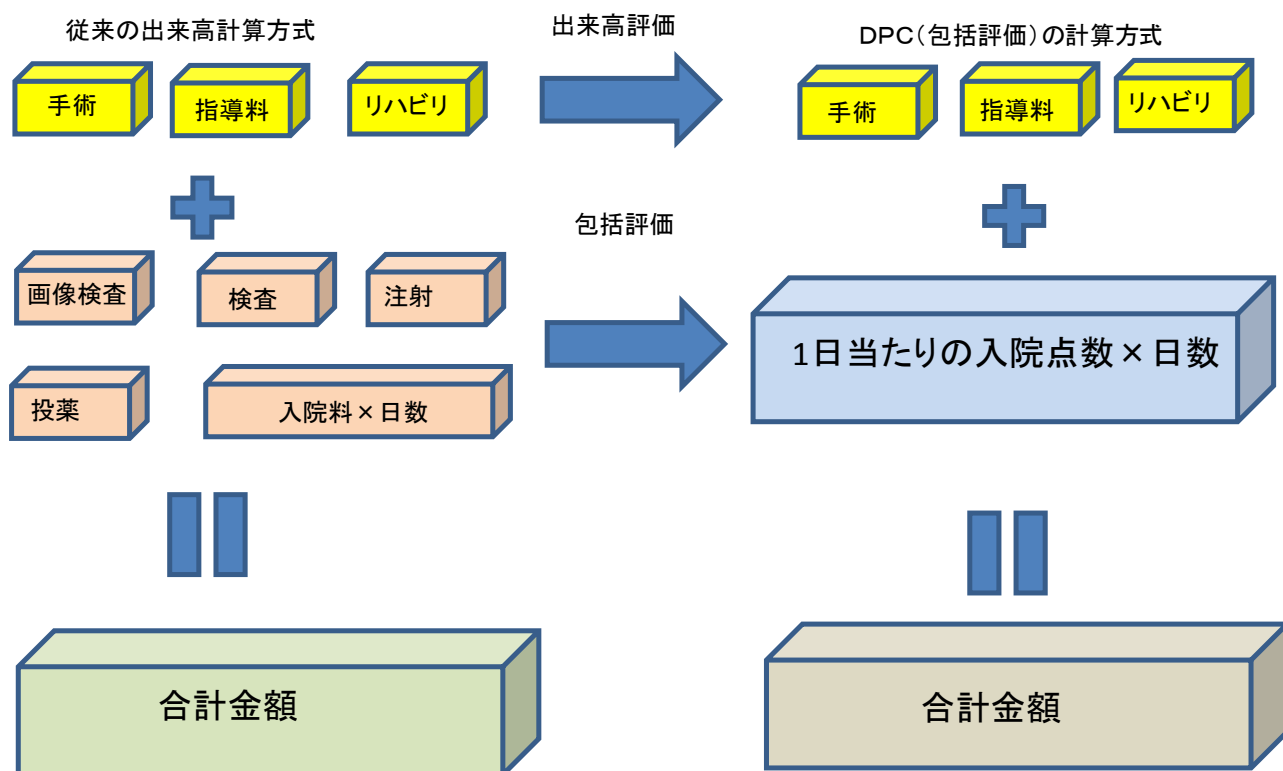
# 平成28年4月1日より 入院医療費の請求方法が変わります

当院は平成28年4月1日より厚生労働省の指定を受けて【DPC対象病院】となります。これにより平成28年4月1日以降に入院された方より入院医療費の算定方法が「DPC（診断群分類による包括評価）制度」へと変わります。新制度へのご理解とご協力をお願いします。

## ・DPC（診断群分類による包括評価）とは

DPCとは、従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、『入院期間中に治療した病気の中で、最も医療資源を投入した1疾患のみ』に、厚生労働省が定めた『1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断等）』と、従来どおりの『出来高評価部分（手術、胃カメラ、リハビリ等）』を組み合わせる方式です。

## 『DPCによる入院医療費の計算方法』



※入院医療費の算定方法が変更になっても、今までの医療サービスや各種健康保険などの取り扱いに変更はありません。詳しくは医事課受付までお尋ねください。

# D P C について Q & A

Q1 全ての入院患者さんが対象となりますか？

A：下記に該当する患者さんは従来通りの「出来高払い方式」となります。

- 交通事故など自費扱いの場合
- 労災保険や公務災害の場合
- 治験の対象の場合
- 入院後 24 時間以内に死亡された場合
- 生後 7 日以内に死亡された場合
- 高度先進医療対象の場合
- その他厚生労働大臣が定める治療を受ける場合
- 病名が D P C 制度に該当しない場合
- 長期入院され、D P C 制度の期間を超えた場合

Q2 入院中の投薬や注射は全て D P C 対象となりますか？

A：手術中の薬剤は対象外です。また、入院中に処方されていたものと同じお薬でも、退院後に使用のお薬は対象外となります。

Q3 入院中に病名や診療科が変更になった場合の入院費はどうなりますか？

A：D P C では 1 回の入院に対して 1 つの病名となります。入院中に治療内容が変更になり、病名が変更された場合は、入院初日に遡って医療費の再計算を行います。この場合は退院時（翌月の定時請求時）に、すでにお支払頂いている入院費との過不足分を調整いたします。

Q4 公費や高額療養費の取り扱いについてはどうなりますか？

A：お手持ちの医療券（公費）の病名が [入院の主たる治療目的] である場合は、公費によるお支払い対象となります。高額療養費については従来通りで、変更はありません。

Q5 食事代（食事療養費）はどうなりますか？

A：食事代は従来通り実費請求となり、入院費に合算されます。

Q6 入院費はこれまでと比較して、高くなりますか？安くなりますか？

A：D P C では、入院中に患者さんが治療された病名（診断群分類）によって、入院 1 日当たりの医療費が決まります。したがって、同じ病名であっても従来の方式と比べて高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。